

平成 29 年 10 月 1 日より福井県内における
雇用保険電子申請事務処理を
「福井労働局雇用保険電子申請事務センター」で
行います。

雇用保険電子申請とは

※インターネットを用いて雇用保険の各種手続きを行うことです。

雇用保険手続きには、電子申請をご活用ください。

詳細は、裏面をご覧ください。

各ハローワークで行っている、「雇用保険電子申請手続き」について、事務処理を迅速に行うため、平成 29 年 10 月 1 日から一部の雇用保険電子申請の審査事務を「福井労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行います。

- 手続き方法に変更はありません。電子申請の提出先は、今までどおり管轄のハローワークとなります。
電子申請画面(基本情報画面)での提出先は管轄ハローワークを選択してください。
- 次の電子申請手続きの処理状況についての問い合わせ先は、当センターとなります。
 - ① 雇用保険被保険者関係(取得届、喪失届、離職票交付等)
 - ② 雇用保険継続給付関係(高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付)※ ①及び②以外の電子申請手続きについては管轄ハローワークにお問い合わせください。
- 電子申請を利用する場合、照合省略の認可を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。
認可手続きについては、事業所は管轄のハローワークへ、労働保険事務組合・社会保険労務士は福井労働局職業安定課へ申請・お問い合わせください。
- 必要に応じて確認書類の添付を依頼することがあります。
例 定年退職の場合の被保険者資格喪失手続→就業規則の定年規定(写)

福井労働局雇用保険電子申請事務センター

〒910-8509 福井市開発 1-121-1 ハローワーク福井 2F

電話：0776-43-1907 F A X：0776-43-1908

開庁日：土日祝、年末年始を除く平日 8：30～17：15



雇用保険手続きは「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

- ◇ 電子申請なら、24 時間、365 日いつでも申請可能で、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。
- ◇ 個人情報の持ち運びが不要で、個人情報保護の観点から安全性が高まります。
- ◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
- ◇ 電子申請を行うには、「電子署名」が必要となりますが、電子証明書を取得していない法人事業主は、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用可能です。

「雇用保険電子申請」は e-Gov から行います



<e-Gov について>

- **e-Gov(イーガブ)とは**
総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。
- **e-Gov の操作方法等についての問い合わせ先**
電子政府利用支援センターまでお願いいたします。
メール : <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>
・電話番号 : 050-3786-2225 F A X : 050-3786-2226
- **電子証明書の入手方法**
e-Gov で雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名」*1 が必要となります。このため、あらかじめ「電子証明書」*2 を入手しておく必要があります。雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省ホームページでご確認ください。
*1 「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上で行うものです。
*2 「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。